

中津市農業委員会委員の選考について

- (1) 農業委員等の募集期間：令和2年3月2日～令和2年4月20日
- (2) 農業委員定数：15名（農業委員推薦、応募者数：29名（推薦29名、応募0名））

選考及び評価の方法

農業委員の選考にあたっては、農業委員会等に関する法律（以下「法」という）第8条の規定により、その職務を適切に行うことができる者を任命するとされている。

そこで、法律に記載されている事項等を基に、評価項目を設定し、推薦書、応募書に記載された内容を含め、選考の根拠資料とする。また、法第8条第6項・第7項に基づき利害関係を有しない者・年齢・性別を考慮する。

評価の項目

【基本評価】

評価内容を可視化するため、評価は長所のみを評価する加点方式を採用する。

1. 認定農業者または認定農業者に準ずる者であること。（法第8条第5項）
2. 農業の識見を有し、農業委員の職務を適正に行うことができる者（法第8条第1項）
 - ①農業経営の状況进行评估する。（法施行規則第5条第1項第3号）
 - ②営農類型別による経営規模进行评估する。（ ” ” ）
 - ③経歴进行评估する。（農業委員経験、農業関係団体、農業研究者等）（ ” ” ）
 - ④農業者が組織する団体やその他の団体の推薦があること。（法第9条第3項）
3. 農地中間管理機構の活用（法第6条第2項）、（農地中間管理事業の推進に関する法律第1条）
 - ①農地中間管理機構借り受け申込者であること。
 - ②農地中間管理機構借り受け実績があること。
4. 人・農地プランの取り組み（法第6条第2項）、（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条）
 - ①地域の「人・農地プラン」の担い手として位置付けられていること。
5. 委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない（法第8条第7項）
 - ①青年であること。（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号、農業経営基盤強化促進法施行規則第1条第1項）
 - ②女性であること。（男女共同参画社会基本法・第4次男女共同参画基本計画 H27.12.25 閣議決定）
6. 農業に関する識見を有し、利害関係を有していないと認められる者（法第8条第6項）
 - ①学歴、職歴等进行评估する。

【総合評価】

1. 農業委員会の業務に意欲・能力等があり、業務を適正に行うことができる者（法第8条第1項）
 - ①推薦・応募理由を総合的に評価する。（法施行規則第5条第1項第5号）